



# 禁止されている行為



## 野焼き

**法律で禁止！**

野外等で廃棄物（ごみ）を燃やす、いわゆる野焼きは法律で原則禁止されています。

違反した場合、「5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの両方」の罰則が科せられることがあります、法人の場合はさらに厳罰となります。

（例外：農林業を営むためにやむを得ないものなど）

**注意：消防署への事前届け出は、火災との誤認を防止するもので野焼きを許可するものではありません!!**

## 不法投棄

**法律で禁止！**

道路や空き地に、ごみや家電などを捨てることは悪質な犯罪として法律により罰せられます。違反した場合、「5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの両方」の罰則が科せられることがあります、法人の場合はさらに厳罰となります。

不法投棄を目撃した場合は、警察署または市まで通報してください。

## 無許可の回収業者

**法律で禁止！**

家庭から出るごみを収集・運搬するには市の許可が必要です。無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄や不適正処理された事例や、高額な処理料金を請求された事例も報告されています。不審な業者へは決して処分を依頼せず、発見した場合は市まで情報提供をお願いします。

〈参考〉リサイクル家電の正しい処理の方法

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電4品目は、適正な回収と所有者のリサイクル料金の負担が法律により義務付けられており、市では収集・処理できません。（P.19を参照）

## ごみの持ち去り

**条例で禁止！**

市民の皆さんが出された資源ごみ（古紙、びん、かん、ペットボトル など）を、勝手に持ち去る行為は、条例により禁止されています。（違反した場合5万円以下の罰金）

平成24年12月に資源ごみの持ち去りを禁止する条例の一部改正を行い、平成25年4月より罰則規定を施行しています。



のごみ出し

燃やすごみ

燃やさないごみ

びん類

ペットボトル

紙類

粗大ごみ

環境美化

セ環境

許事業

市では処理できないもの

感災害

一分別

回収

20